

Theme 7 『インボイス制度導入が一人親方に与える影響』

はじめに

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）が開始された。建設経済レポート No.75「近年の制度改正が建設労働環境にもたらす変化」（以下「前回調査」という。）では、インボイス制度の導入がもたらす影響について取り上げた。前回調査では制度導入の1年前、本稿では制度導入後にそれぞれ調査を行い、アンケート及びヒアリングを基に検証を行った。

なお、本研究にあたっては、業界団体や民間企業のご協力を賜り、貴重な情報を頂戴した。ここに深く感謝の意を表したい。

1. 前回調査の整理

前回調査では、取引先の対応により免税事業者の多い一人親方の負担が増加する可能性があることを示し、制度導入による建設業界の変化について以下の3つの仮説を設定し研究を行った。検証結果は以下のとおりである。

設定した仮説

1. 課税事業者が免税事業者の下請との取引を見直す。
2. 下請のなかでも一人親方に大きな負担がかかり、業界離れが進む。
3. 元請及び下請による免税事業者の雇入れが進む。

1. 課税事業者が免税事業者の下請との取引を見直す。

⇒ 変化がもたらされる可能性は非常に高い。

検証結果

● アンケート調査の分析結果

- 免税事業者に対して適格請求書発行事業者登録の対応要否を決めている事業者のうち、2～3割は既に免税事業者側の登録への対応によらず取引の見直しを考えおり、今後もこのような事業者が増えると推察した。

2. 下請のなかでも一人親方に大きな負担がもたらされ、業界離れが進む。

⇒ 変化がもたらされる可能性は高い。

検証結果

● アンケート調査の分析結果

- 取引先からインボイス制度導入後の取引に関する通知を受けている一人親方は少なく、どこまで税負担増を強いられるか不透明な状況。
- 制度導入をきっかけとしてやめることを検討する免税事業者は少なかった一方、年代別では70歳以上の高齢者は約2割がやめることを検討しており、高齢の一人親方を中心に離職が進む可能性が示唆された。
- 免税事業者への対応を決めていない企業が多かったものの、対応を決めている企業のうち、特に一人親方（免税事業者）との取引が多いと思われる「二次以下の下請」では、取引価格の見直しといった免税事業者の税負担が増加する対応を予定している事業者の割合が半数以上にも上った。

● ヒアリング調査の分析結果

- 簡易課税制度や経過措置¹、特例措置が課税事業者と免税事業者双方の取引時の負担増への許容度を高くし、離職を緩やかにすることも期待されるが、これらは範囲と期間が限定的であり、抑止にはつながらないと推察した。

3. 元請及び下請による免税事業者の雇入れが進む。

⇒ 変化がもたらされる可能性は低い。

検証結果

● アンケート調査の分析結果

- 本制度を契機とした雇入れを「未定」とした事業者が多く、「可能性がある」とした事業者は1割に満たなかった。
- 30～50代の一人親方の2割程度が雇入れに前向きであったものの、どの世代においても「一人親方を続ける」「わからない」とした事業者がそれぞれ4割程度を占めた。

● ヒアリング調査の分析結果

- 雇入れの動きがみられるとした事業者や、雇入れへの積極的な姿勢を示す事業者がいたものの、動きはないとした事業者の方が多数派であった。
- 雇入れにより特定の企業に属することは考えていないといった一人親方がいるなど、明確な雇入れの動きはみられなかった。

2項以降では、前回調査を踏まえつつ本研究を行った。

¹ 免税事業者からの請求書を一定割合の仕入税額控除を受けることができる（2023年10月1日～2026年9月30日：80%控除可能、2026年10月1日～2029年9月30日：50%、2029年10月1日以降：控除不可）。

2. インボイス制度導入に当たっての動向

(1) 導入前の動向整理

2023年10月1日からインボイス制度が開始されたが、導入直前の施策展開状況、各業界団体の対応方針、建設企業個社の動向を整理するとともに、インボイス制度の導入を契機として普及が試みられている電子インボイス・デジタルインボイス、2024年1月から始まった電子帳簿保存法についても整理する。

図表1 令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項

1. インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減（2割特例）
2023年10月1日～2026年9月30日までの日の属する各課税期間
2. 少額取引（1万円未満）の場合に一定の帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置
3. 売上げに係る対価の返還等に係る税込み価格が1万円未満である場合の適格返還請求書交付義務の免除
4. インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

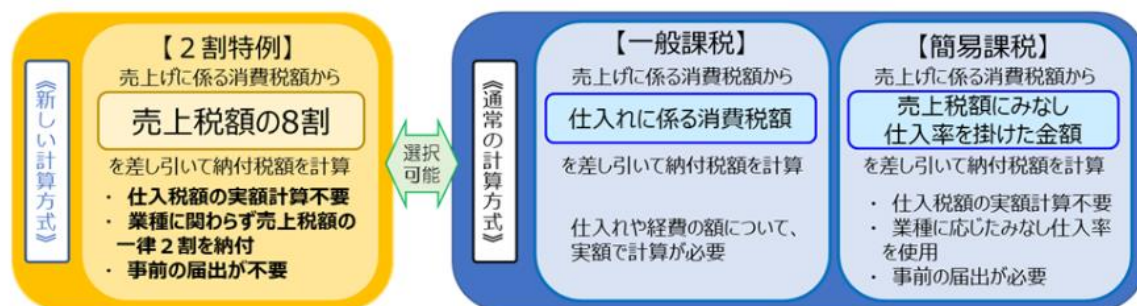
（出典）国税庁ウェブサイト「令和5年度税制改正関係（インボイス関連）」を基に当研究所にて作成

これらのうち、特に建設業において影響が大きいと思われるものは、図表1の1. 2割特例に関する改正である。この特例は、売上げに係る消費税額から売上げ税額の8割を差し引いて納付税額を計算するものであり、仕入れ税額の実額計算が不要となるほか、事前の届出も不要である。また、一般課税や簡易課税²との選択が可能であり、課税事業者³となった免税事業者の納税負担の軽減にも寄与する改正となっている。

² 売上げに係る消費税額から売上げ税額にみなし仕入率（建設業は70%または60%）を掛けた金額を差し引いて納付税額を計算する方式。適用には事前の届出が必要。

³ 本則課税…売上にかかる消費税額から、仕入れや経費にかかる消費税額を差し引いて納税額を計算する。
簡易課税…年間の売上高が5千万円以下の事業所が選択できる制度であり、売上にかかる消費税額に、みなし仕入率を掛けて納税額を計算する。

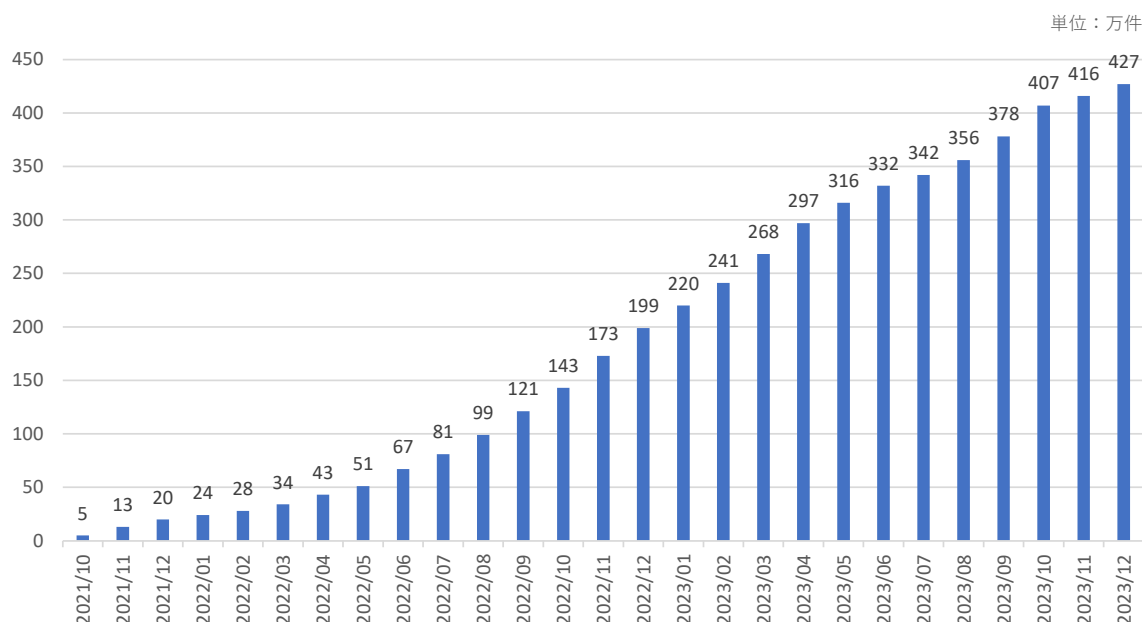
図表2 2割特例の概略図



(出典) 国税庁ウェブサイト「令和5年度税制改正関係(インボイス関連)」

次に、関係省庁は、インボイス制度への円滑な制度移行に当たって万全の準備を進める目的で、必要な取組を行うために、「適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議」を開催してきた。これまで3回(2023年1月、4月、8月)開催されており、申請状況や取組方針の周知、各府省庁の取組状況・事例等が共有されている。政府においては、インボイス制度導入直前の2023年9月29日に「インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議」が開催されている。なお、インボイス登録件数の累計は、図表3に示すとおり、2023年12月末時点で約427万件となっている。

図表3 適格請求書発行業者の登録件数の推移



(出典) 国税庁「適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について令和6年1月11日」を基に当研究所にて作成

① 関係省庁における導入前の取組

「適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議」では、各関係省庁の取組について、取り上げられている。なお、建設業に関連する主要な事項は以下のとおりである。

(a) 公正取引委員会の動向

公正取引委員会では、インボイス制度への移行も踏まえた取引環境の整備に取り組んでおり、関係省庁との連携でインボイス制度 Q&A や YouTube の公式チャンネルにて、独占禁止法や下請法上の留意点の周知を行っている。なお、インボイス制度 Q&A を公開した 2023 年 4 月から 7 月末までの間に、約 2,000 件の相談に対応しており、事業者の関心の高さがうかがえる。また、数は少ないが、相談事例についてもウェブサイト上に掲載されている。取引環境の整備の一環で、2023 年 5 月に「独占禁止法上の優越的地位の濫用に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」として、11 万名の発注者及び受注者に調査票を発送している。その回答結果を踏まえ、2023 年 8 月中には調査が必要な発注者に対し、追加で調査票を発送している。インボイス制度導入直前にはインボイス制度実施に関し、独占禁止法違反につながる恐れがあるとして公正取引委員会が図表 4 に示すとおり、発注事業者に対して注意を実施したと公表している（2023 年 9 月末時点で全 36 件）⁴。

図表4 注意を行った事業者とその取引の相手方

注意した事業者	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家
カルチャー教室運営事業者	カルチャー教室講師
造園工事業者	植木師・庭師
社会保険労務士会	社会保険労務士
家庭教師派遣業者	家庭教師
芸能事務所	ナレーター
キャスティング業者	司会者
フードデリバリー業者	配達員
出版業者	執筆者
中小企業診断士協会	中小企業診断士
声優プロダクション	声優
イベント企画業者	イベントスタッフ

（出典）公正取引委員会「インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組」⁵を基に当研究所にて作成

⁴ 注意を受けた事業者は、課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で一方的に通告を行ったという。

⁵ 令和 5 年 10 月 4 日付 事務総長定例会見記録
https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/oct_dec/231004.html

(b) 国税庁の動向

国税庁では多くの説明会を実施してきたが、これまでは課税事業者を中心とした周知であり、今後はインボイス制度の影響を受ける中小規模事業者（免税事業者）に対する取組強化を行うとしている。具体的には、これまで全国の税務署にて開催している説明会に加えて個々の事業者の実態を踏まえた個別の登録要否相談会を開催することが挙げられ、2023年4月以降、順次実施されている。2023年10月以降は、各種説明会をオンラインでも随時開催している。

(c) 中小企業庁の動向

中小企業庁では、免税事業者からの相談にきめ細かく対応するため、2023年4月24日より相談受付窓口⁶を設置し、インボイス制度に関する一般的な質問や、登録要否等に関する税理士へのオンライン無料相談等の対応を開始している。その他、IT導入補助金における補助下限額の撤廃による負担軽減や、小規模事業者持続化補助金における課税転換事業者への補助上限額の上乗せによる販路開拓支援を実施している。

② 業界団体における導入前の取組

次に各業界団体の動向について、当研究所で調べたところ以下の団体が指針を策定し、公表している。

(a) 一般社団法人住宅生産団体連合会（以下「住団連」という。）

住団連では、インボイス制度により住宅業界を支える一人親方が厳しい状況に追い込まれることへの懸念から、2023年5月に図表5のインボイス制度の取組指針を策定・公表している。

図表5 取引事業者（免税事業者）に対する住団連指針

元請け事業者（課税事業者）は、取引事業者（免税事業者）に対し

- ①適格請求書発行事業者登録に関しては協力の依頼のみとし、登録するかしないかは取引先の判断に任せ、強要はしない
- ②適格請求書発行事業者登録を行わないことを理由に、発注者としての優位的立場を利用し取引先と交渉・相談することなく、消費税相当額の一部または全部を支払わない行為、または発注取り止めをしない
- ③取引先からの適格請求書発行事業者登録に関する相談には真摯に対応し、必要に応じて専門家を紹介するなどサポートを行う

（出典）一般社団法人住宅生産団体連合会ウェブサイト

⁶ 「中小企業・小規模事業者 インボイス相談受付窓口」 <https://chusho-invoice.jp/#contactlist>

(b) 建築大工技能者等検討会

建築大工技能労働者の担い手確保・育成に向けた検討及びその方策の普及について議論する「建築大工技能者等検討会⁷」では、免税事業者向け、課税事業者である元請向けの2種類のパンフレットを作成し、労働検討会構成団体の会員各社を中心に周知を実施している。

③ 建設企業個社における導入前の取組

スーパーゼネコン各社はウェブサイト上でインボイス制度の対応方針を公表している。中でも鹿島建設株式会社は、2023年5月に対応指針を公表している。各社の基本方針は、①適格請求書発行事業者への登録を強要しない、②適格請求書発行事業者登録をしないことを理由に不利益な取り扱いをしない、③単価の見直し要請があった場合には、協議に応じる（一方的な単価据え置きは行わない）。という共通点がある。準大手ゼネコンでも、一部の企業で対応方針を公表していることを確認できた。

(2) 電子インボイス・デジタルインボイスの概要

現在、インボイス制度の導入とともに、電子インボイスやデジタルインボイスの活用に向けた環境整備やサービスの提供が進んでいる。電子インボイス及びデジタルインボイスの各概要は以下のとおりである。

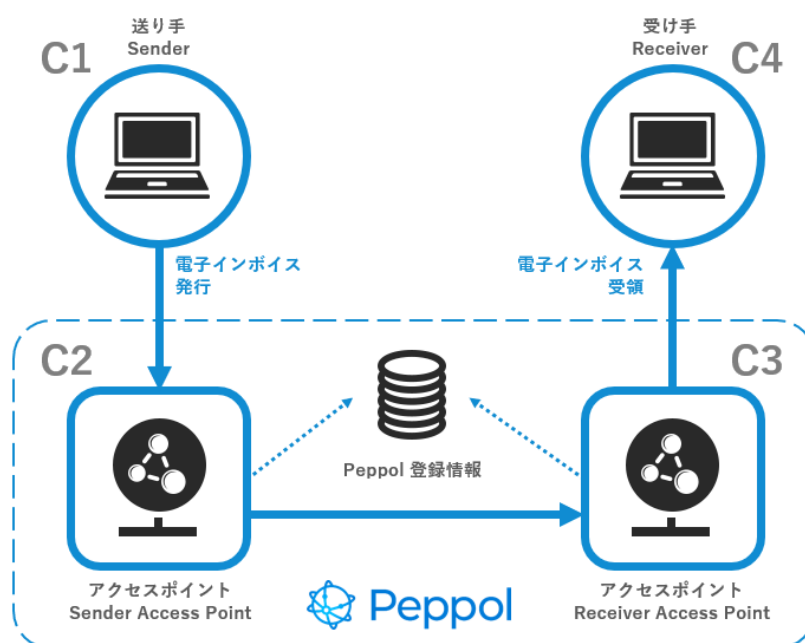
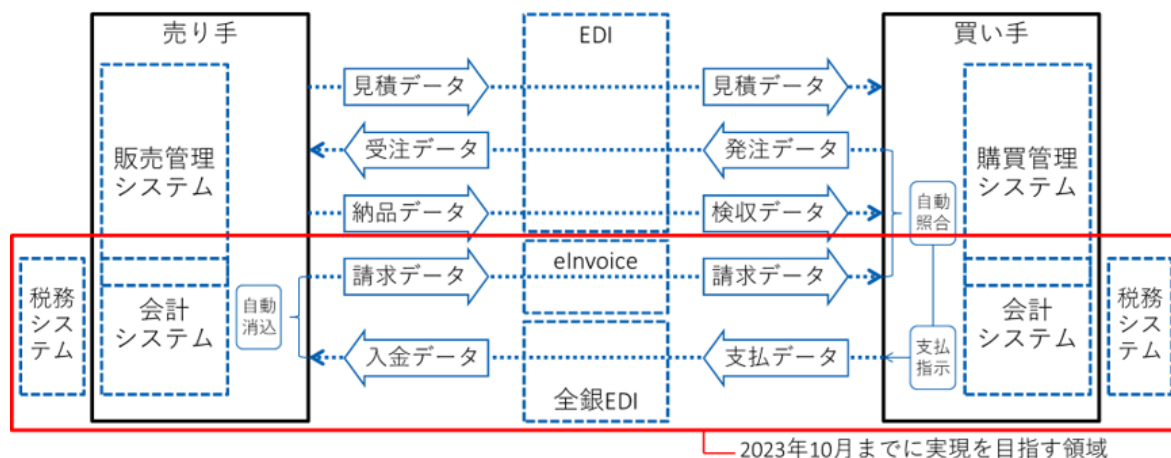
電子インボイスとは、適格請求書（インボイス）を電子データ化したものの総称である。他方、デジタルインボイスは、Peppol（ペポル）と呼ばれる標準仕様により標準化・構造化された電子インボイスをいう。取引者間の請求データや支払データ、入金データをすべて1つのデジタルデータによって、やり取りを行う。

これまで企業における請求書のやり取りは、紙媒体による運用が主であり、一部で電子によるやり取りがなされているだけであった。とりわけ建設業では、CI-NETのような見積段階から請求、決済までの共通基盤を使用している企業はごく一部に限られ、多くの中小建設企業では紙媒体が通常である。

このような中、インボイス制度への対応によって請求書管理が煩雑化していること、また、コロナ禍を経て定着したリモートワークへの対応が必要となったことで、特にデジタルインボイスの活用に向けた議論や環境整備が加速しており、インボイス制度導入に合わせて関連各社から様々な製品がリリースされている。具体的なデジタルインボイスの活用スキームのイメージは、図表6のとおりとなっている。

⁷ 一般社団法人 JBN・全国工務店協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会、全国建設労働組合総連合、一般社団法人日本ログハウス協会、一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人愛知県建設団体連合会の8団体により構成。国土交通省の補助事業により検討会を組成。

図表6 デジタルインボイス活用イメージと Peppol について



(出典) デジタルインボイス推進協議会ウェブサイト

(3) 電子帳簿保存法の概要

2022年1月1日より、改正電子帳簿保存法が施行され、施行後の2年間（2023年12月31日まで）は、電子取引保存義務化までの猶予期間となっていた。その間に行われた電子取引に係る書類は、これまで通りプリントアウトして保存が認められていたが、2024年1月1日からは、申告所得税及び法人税に関して帳簿・書類の保存義務のあるすべての事業者は、電子取引を行った場合、一定の要件の下、取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならなくなった。電子帳簿保存法の概要は次のとおりである。

① 電子帳簿等保存（任意）

会計ソフト等パソコンを使用して電子的に作成した税法上保存が必要な帳簿・書類⁸は、最低限の要件を満たすことで、プリントアウトせずに電子データのまま保存することが可能となる。また、届出書を事前に所轄税務署長に提出する必要があるが、「優良な電子帳簿」の要件を満たすことで、過少申告加算税の5%軽減措置の適用を受けることができる。

② スキャナ保存（任意）

取引先から受領した紙の領収書や請求書、契約書といった書類をファイリングして保存するのではなく、電子データとして保存することが認められる。受領した書類だけでなく、自己が発行した書類（手書き作成も含む）の写しも対象となる。電子データ化は、当該書類をスキャンする方法だけでなく、スマホやデジカメで撮影する方法も認められている。なお、スキャナ保存を始めるに当たって、税務署等に対する事前申請は必要ない。

③ 電子取引データ保存（義務）

見積書、注文書、契約書、請求書、領収書等に関する電子データを送付・受領した場合、その電子データを一定の要件を満たした形で保存する義務が生ずる。一定の要件とは、①改ざん防止のための措置がとられているか、②ディスプレイ・プリンター等を備え付け、税務職員に指定されたデータを速やかに出力できるようになっているか、③取引等の日付・金額・取引先といったキーワードで検索することができるか、の3点となっているが、令和5年度税制改正大綱によって、所轄税務署長によって相当の理由⁹が認められると、猶予措置を受けることができ、これまでと同様に電子取引情報を紙で保存することが可能となっている。なお、この猶予措置の期間は、明記されていない。また、ここでいわれる電子取引としては、メール（添付ファイルを含む）、ウェブサイト、FAX、電子契約、EDI（電子的データ交換）取引などが対象となる。

⁸ 仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳等の帳簿、貸借対照表、損益計算書、棚卸表等の決算関係書類、自己が発行した書類の写し（注文書、契約書、納品書、請求書、領収証等）。

⁹ 相当の理由について、国税庁「電子帳簿保存法一問一答」では、資金繰りの困難や人材不足によって、システム等やワークフローの整備が間に合わないといったケースが挙げられている。

3. アンケート実施前の企業へのヒアリング調査

インボイス制度導入後のアンケート実施に向け、導入前の状況の把握と課題抽出を目的としたヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の結果を以下に示す。

(1) 建設会社 A 社（東京都）

A 社は従業員約 100 名を抱える内装仕上業者である。自社で技能者を抱え、関東を中心に札幌市、大阪府でも事業を展開しており、調査実施時点では全国で 56 名の一人親方と取引している。このうち、適格請求書発行事業者として登録済みの一人親方は 21 名であり、全体の約 4 割であった。主な元請取引先はゼネコンであり、請負階層は一次下請が多い。調査結果の概要は以下のとおりである。

- 免税事業者を維持する一人親方への対応予定

- 課税事業者（＝適格請求書発行事業者）になってもらうよう依頼しているが、強制はしていない。
- 制度導入後の取引価格は協議のうえ据え置く予定であり、当社が一人親方の負担増分を負担するのは難しい。
- 現在、法人・個人に関わらず取引額は一定であり、取引額に消費税や社会保険料は含まれている。

- 一人親方への制度に関する指導の状況

- 各地で説明会を開催済みであり、今後協力会社各社への個別説明も行う予定である。
- 工事現場では休憩中に制度概要資料を配布し周知した。

- 自社を含め、関係取引先での制度導入を契機とした一人親方の雇入れ動向

- 具体的な動きはなく、取引先の高齢の一人親方からはやめることを検討しているといった声が聞かれる状況である。

- 制度導入を契機とした電子帳簿保存法への対応予定

- 元請との取引はほとんどが電子であり、元請の求めに応じた対応となる。
- 協力会社との取引は現行では紙だが、今後は電子化を進める予定である。

- 懸念事項

- 各社で本制度への対応状況が異なり、取引では電子と紙が併存することで処理の負担増加を懸念。
- 本制度導入後に一人親方の生活が成り立つか懸念。

その他、元請からは本制度に関する指導はないとのことで、担当者によると、その要因として元請では免税事業者との直接的な取引がなく影響がないからではないかとのことであった。

(2) 建設会社 B 社（千葉県）

B 社は従業員約 20 名を抱える内装仕上業者である。自社で技能者を抱え、千葉県を中心に事業を展開しており、調査実施時点では 7 名の一人親方と取引している。適格請求書発行事業者として登録済みの一人親方はまだおらず、今後登録予定の一人親方が 3 名とのことであった。主な元請取引先はゼネコンであり、請負階層は一次下請が多い。調査結果の概要は以下のとおりである。

- 免税事業者を維持する一人親方への対応予定
 - これまでの取引では税別表記で契約しており、本制度導入後は免税事業者には協議のうえ税抜きでの支払いとする予定である。
- 一人親方への制度に関する指導の状況
 - 説明済みであり、経過措置により免税事業者でいるよりも課税事業者として登録した方が得であることを伝えている。
 - 協力会社から一人親方への指導状況は把握していない。
- 自社を含め、関係取引先での制度導入を契機とした一人親方の雇入れ動向
 - 雇入れの動きはなく、時間外労働の上限規制適用により、むしろ雇入れの動きが抑制される。
- 制度導入を契機とした電子帳簿保存法への対応予定
 - 既にゼネコンによっては電子での対応となっている。
 - 協力会社との取引も電子化を目指しているが、まだ紙での取引が多い。
- 懸念事項
 - 一人親方に雇用を持ちかけても拒む方が多く、いまだ雇用されたくない一人親方が多い。

その他、担当者によると、免税事業者を維持する一人親方について、中には取引額から消費税相当額を減額されていたとしても取引状況を明らかにしない方がメリットがあると考えている人がいるのではないかとのことであった。

これら 2 社へのヒアリングからは、企業では一人親方に対して独自で制度に関する説明を行っており、対応への積極性がうかがえる状況であったが、一方で B 社では協力会社における一人親方の対応を把握していなかった。同社からは、状況把握が種々の責任発生につながるのではないかという声も聞かれ、協力会社以外の施工体制全体の状況把握には後ろ向きであった。

4. アンケート調査

(1) 概要

インボイス制度導入によって影響を受けることが懸念される一人親方を対象に、制度導入後に「インボイス制度の導入前に、免税事業者であった一人親方アンケート（第三回）」を実施した。なお、本アンケートは、全国建設労働組合総連合（以下「全建総連」という。）との共催となっている。2022年9月から10月に実施した「一人親方で免税事業者の皆さんへの『インボイス』アンケート（第二回）」をベースにしており、制度導入後の現況を確認する設問を追加している。

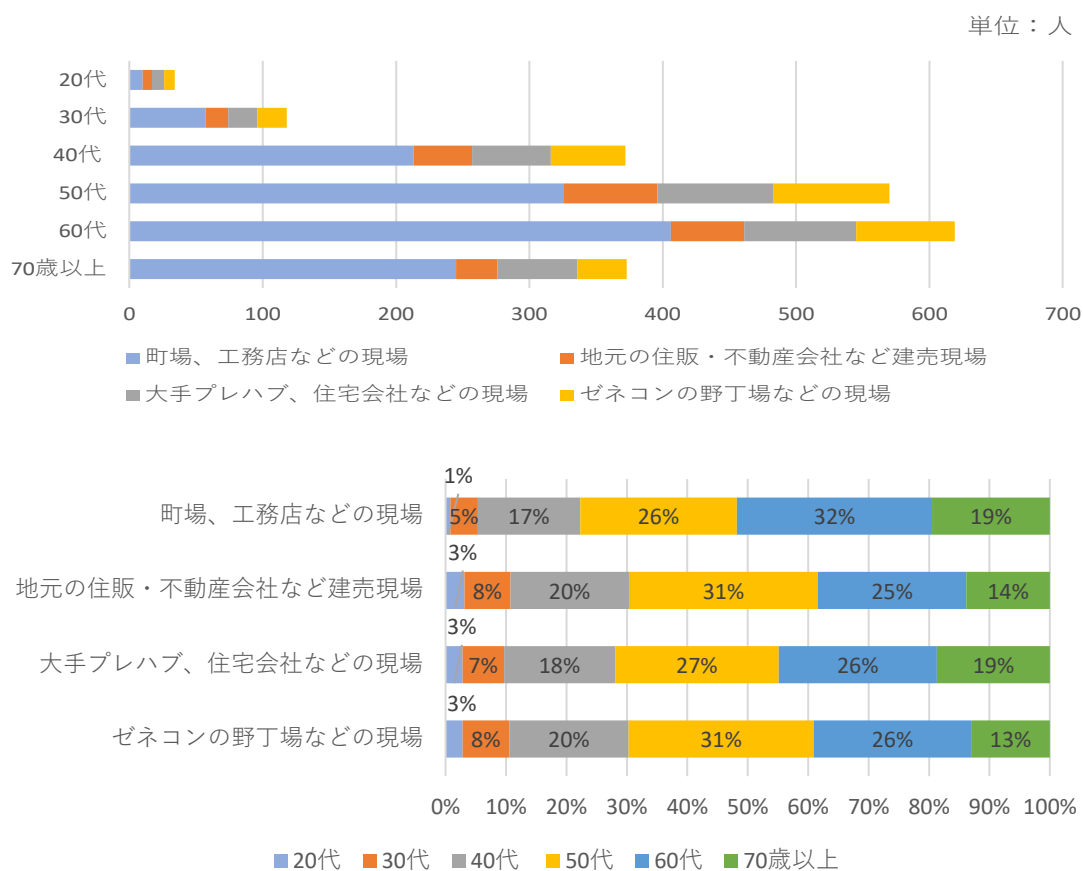
対象となる請負階層	すべて（元請、一次、二次以下のそれぞれを担う個人事業主及び一人親方）
対象者	全国建設労働組合総連合の各都道府県連合会に所属する組合員
対象者数	約 61 万名
実施期間	2023 年 11 月 20 日から同年 12 月 25 日
実施方式	書面及び Web 回答方式
有効回答数	2,708 件（うち、免税事業者からの回答 2,187 件）

※ %の合計は四捨五入の関係上、必ずしも 100 とはならない。

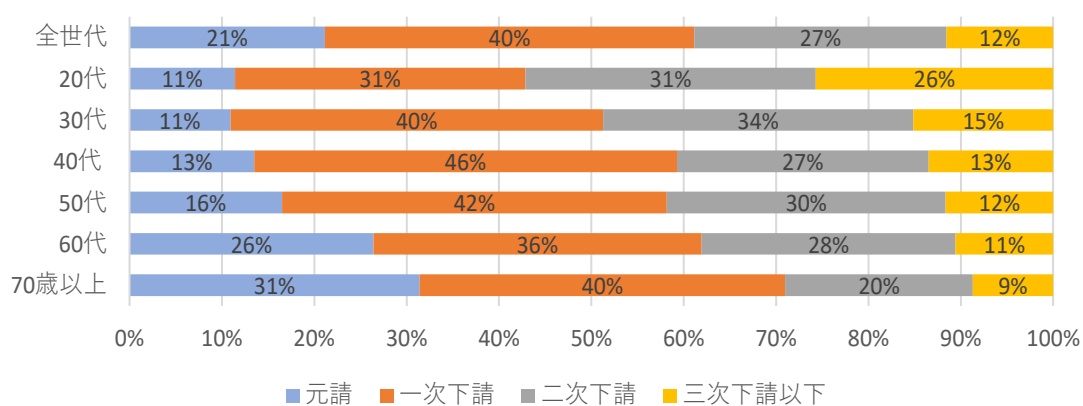
(2) 分析結果

アンケート調査の結果について、年代別による分析を行った内容を以下に示す。

本アンケート回答者の一人親方が働いている主な現場は、図表 7 に示すとおり、「町場、工務店などの現場」がすべての年代で最も多く、60 代以上で 5 割を占める。次に、働くことが最も多い請負階層を年代別に見てみると、図表 8 に示すとおり、20 代を除いたすべての年代で「一次下請」が最も多く、「三次下請以下」が最も少ない結果となっている。また、「元請」が占める比率は、年代の上昇に伴い高くなっている。

図表7 働いている主な現場ごとの年齢構成及び構成比率（現場種類別）¹⁰

図表8 働くことが最も多い請負階層（年代別）



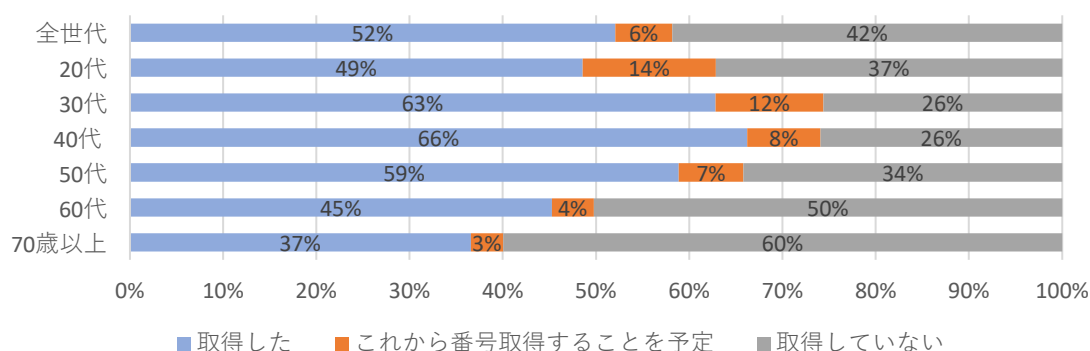
¹⁰ 町場（まちば）：戸建て住宅新築工事、家屋の水道修理等
 野丁場（のちょうば）：ゼネコン現場、専門工事業者の現場

図表9に示すとおり、インボイスの登録番号¹¹取得状況は、「取得した」と「これから番号を取得することを予定」を合わせた回答比率が全世代で6割弱となっている。「取得していない」と回答した60代と70歳以上はそれぞれ5割以上いた。「取得していない」が占める割合は、年代の上昇に伴い高くなっている。

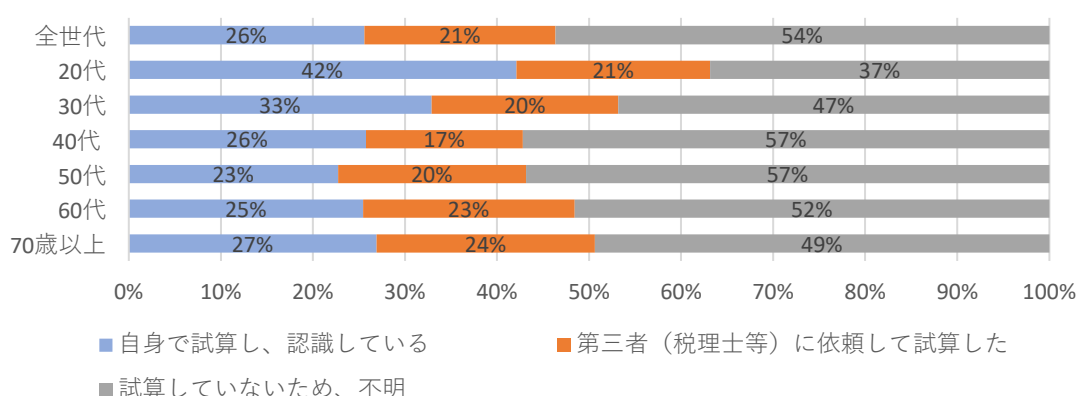
図表10では、インボイスの登録番号を取得した一人親方が、手続きにあたって想定される税負担額を事前試算したかを示している。全世代では、「自身で試算し、認識している」と「第三者（税理士等）に依頼して試算した」を合わせると、5割弱となっている。

小規模事業者向けの税負担軽減措置としての「2割特例」の認識状況については、図表11に示すとおり、すべての年代において認識が進んでいる結果となった。70歳以上では「知らない」の回答比率が他の年代と比べ高くなっている。

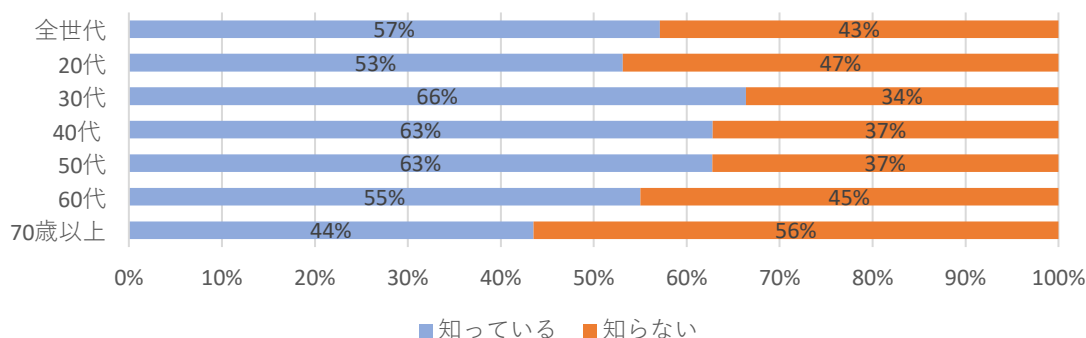
図表9 インボイスの登録番号取得状況（年代別）



図表10 想定される税負担額の事前試算の有無（年代別）



¹¹ 適格請求書発行事業者になるための登録申請を行い、その申請が認められた事業者が発行される番号。T + 13桁の番号で構成されている。

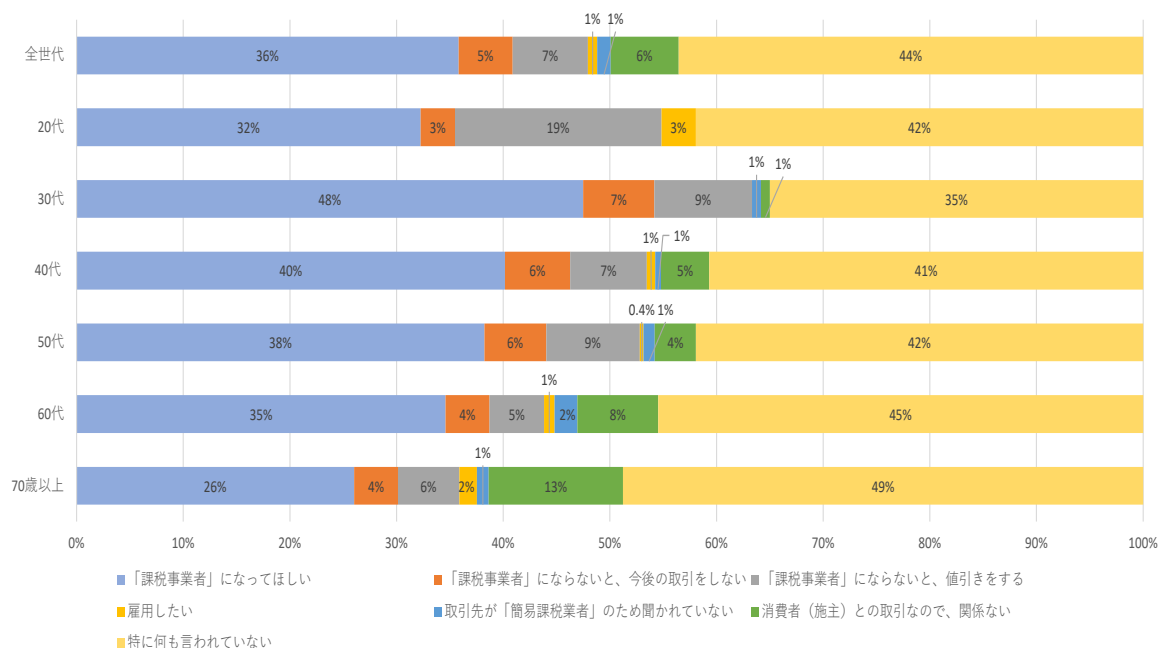
図表11 税負担軽減措置としての「2割特例¹²」の認識状況（年代別）

次に、取引先からの本制度導入後の取引に関する通知状況については、図表 12 に示すとおり、全世代では「特に何も言われていない」が最も多く、「課税業者になってほしい」が次点となった。年代の上昇に伴い、「特に何も言われていない」の回答比率が高くなっている点は、第二回アンケートと同じ傾向である。

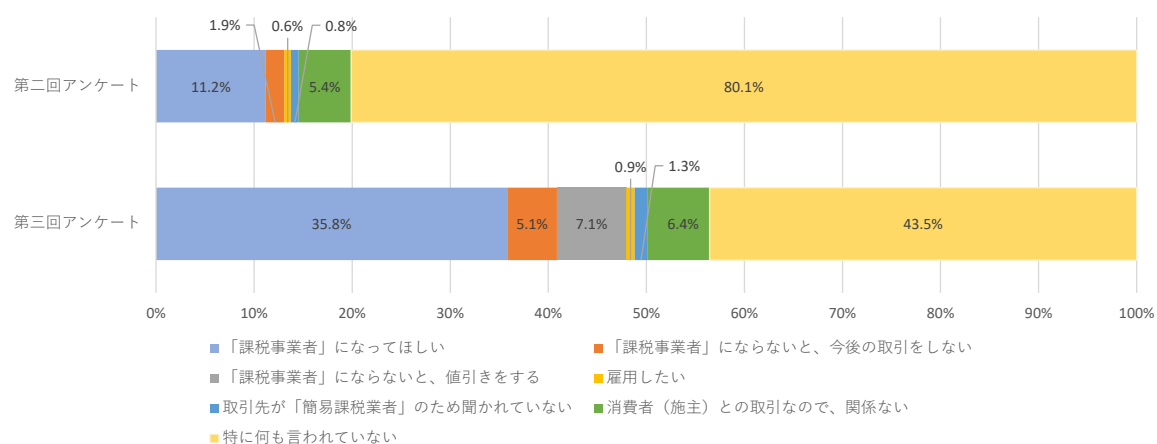
第二回アンケートと比較すると、「特に何も言われていない」の回答比率が下がり、「課税事業者になってほしい」など具体的な対応に関する比率が上がっている（図表 13）。本制度導入が迫ったことで、各企業においても対応方針が定まり、徐々に通知が行われたと推察される。

¹² 売上に係る消費税から売上税額の 8 割を差し引いて納税額を計算する。

図表12 取引先からの本制度導入後の取引に関する通知状況（年代別）



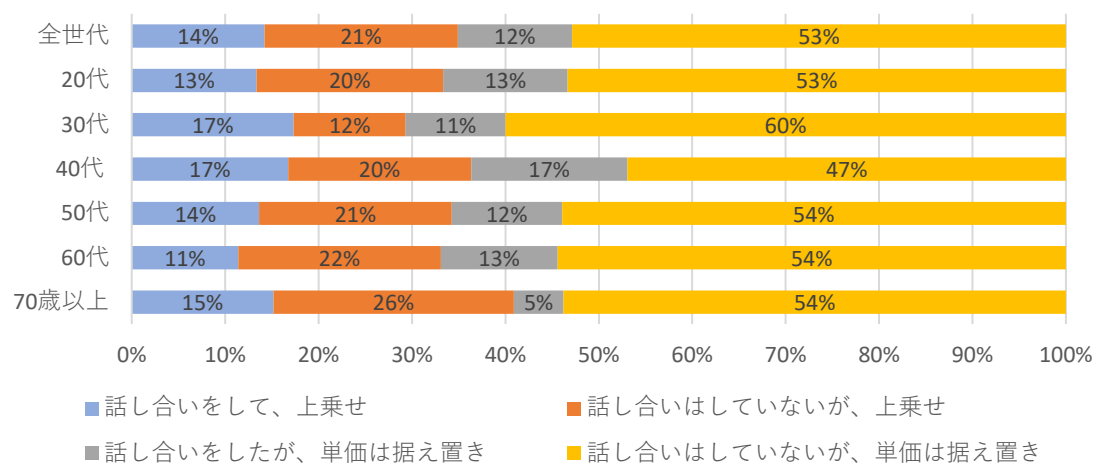
図表13 取引先からの本制度導入後の取引に関する通知状況（第二回アンケートと比較）



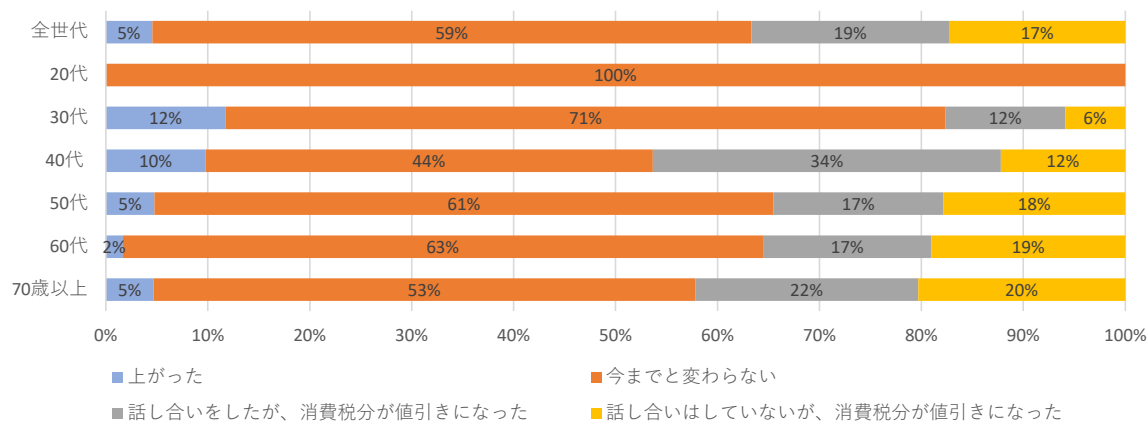
次に、インボイスの登録番号を取得した一人親方が、本制度導入後に取引先から支払われた単価に変化があったかについて、図表14に示す。全世代で「話し合いをして、上乘せ」と「話し合いはしていないが、上乘せ」を合わせた回答比率は3割程度、「話し合いをしたが、単価は据え置き」と「話し合いはしていないが、単価は据え置き」を合わせた回答比率が7割弱となっている。

一方、インボイスの登録番号を取得していない一人親方が、制度導入後に支払われた単価に変化があったかを図表15に示す。「上がった」という回答はごく少数となっており、「今までと変わらない」が6割弱となっている。また、「話し合いはしていないが、消費税分が値引きになった」が2割弱いることが分かる。

図表14 2023年10月以降の取引単価（インボイス番号取得した方のみ・年代別）



※インボイス制度導入前の取引価格に消費税が含まれていたかは確認していない

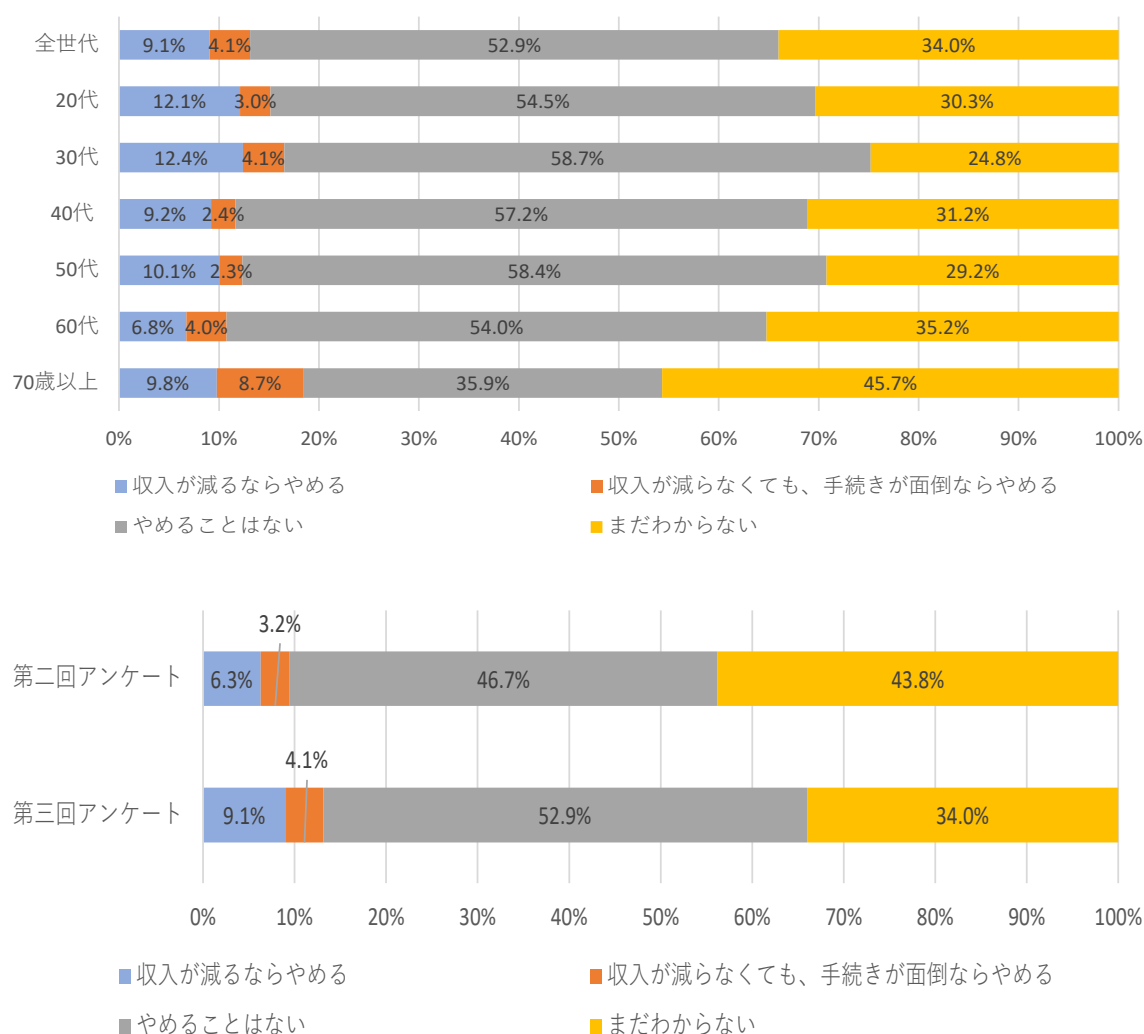
図表15 2023年10月以降の取引単価（インボイス番号未取得の方のみ・年代別）¹³

※インボイス制度導入前の取引価格に消費税が含まれていたかは確認していない

次に、本制度導入をきっかけとした具体的な対応については、図表16に示すとおり、「やめることはない」の回答比率が5割強と最も高くなっている。第二回アンケートと比較すると、「まだわからない」が減少した代わりに、「収入が減るならやめる」と「収入が減らなくても、手続きが面倒ならやめる」、「やめることはない」の回答比率がそれぞれ上がっている。

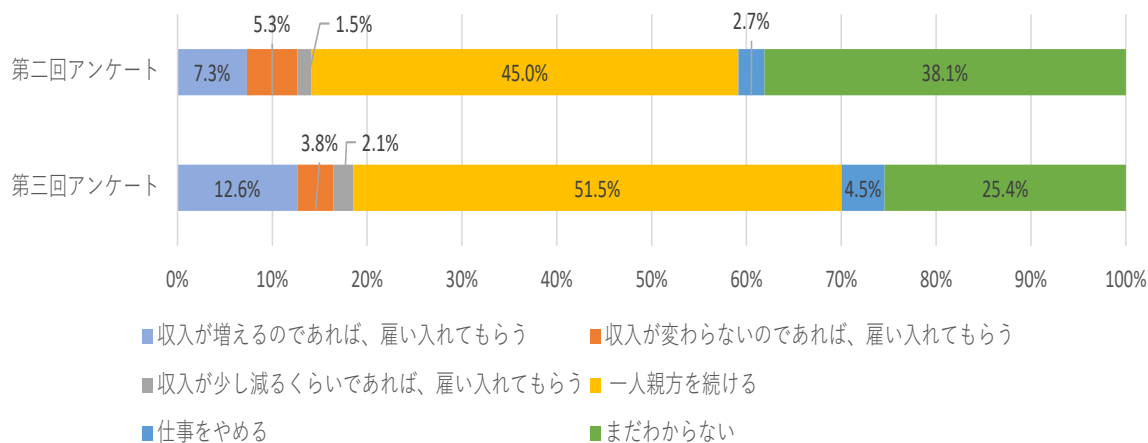
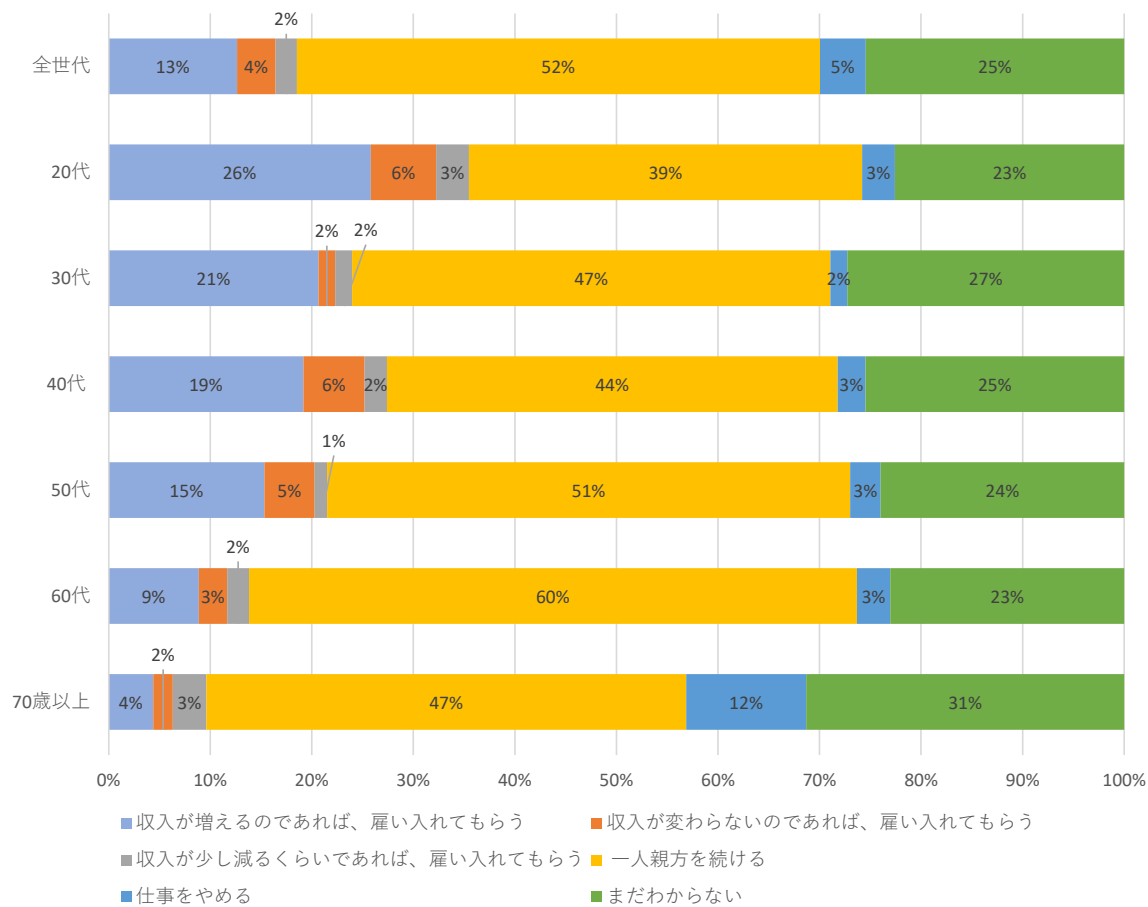
¹³ 20代の回答者は3名と少ないことに留意する必要がある。

図表16 本制度導入をきっかけとした対応（年代別）



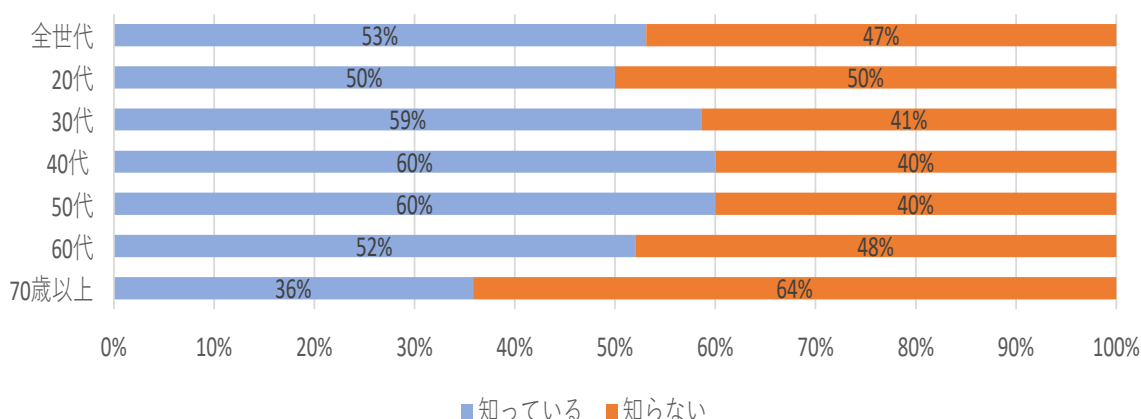
最後に、取引先からの具体的に本制度の導入に向けて雇用を持ちかけられた場合の対応については、図表17に示すとおり、「一人親方を続ける」の回答比率が最も高くなっているが、30代、40代、50代では一定数、雇入れを検討している方がいることが分かる。70歳以上では、他の世代と比較して「仕事をやめる」の回答比率が高くなっている。第二回アンケートと比較すると、「まだわからない」という比率が下がり、具体的な対応に関する比率が上がっている。

図表17 取引先から雇入れを持ちかけられた際の対応（年代別）



電子帳簿保存法の認知状況については、図表18に示すとおり、70歳以上の「知らない」が6割強と他の世代と比べ、突出している。

図表18 電子帳簿保存法の認知状況（年代別）



(3) 考察

まず、インボイスの登録番号取得状況については、20代を除き30代以降は年代が上がるにつれ「取得していない」と回答する比率が高いという特徴が見られた。取引先から本制度導入後の取引に関して、「特に何も言われていない」とする回答が同じ傾向であることが影響していると考えられる。

次に、取引単価についてはインボイス登録番号取得、未取得に関わらず単価を据え置かれている一人親方が大半であった。インボイス登録番号未取得の方のうち、「話し合いはしていないが、消費税分が値引きになった」が2割弱いる。

また、本制度導入をきっかけとした対応については、「まだわからない」が減少した一方で、第二回アンケートと比べ「仕事をやめる」が上がっている。しかし、70歳以上の約5割は「まだわからない」と対応を保留にしておき、今後大きな変化が生じた際には、仕事をやめるという選択をする一人親方が出てくることも考えられる。

最後に、取引先から雇入れを持ちかけられた際の対応については、「一人親方を続ける」が最も多くなっており、第二回アンケートでも同じ傾向であった。第二回アンケートと傾向が異なる点は、収入が増えるという条件付きだが、雇入れに関する回答の割合が増加した点である。増加した理由は定かではないが、回答者の周りで雇入れの動きや話があった可能性も考えられる。インボイス制度と直接の関連はないが、大きな変化が予想される電子帳簿保存法の認知状況についても、アンケートを行った。電子取引データの電子保存については、猶予措置が設けられていることから、ただちに一人親方に影響を及ぼすことはないと考えられる。

5. 一人親方へのヒアリング調査

「インボイス制度の導入前に、免税事業者であった一人親方アンケート（第三回）」の回答者のうち、免税事業者あるいはインボイス番号を取得した一人親方に対して実施したヒアリング調査の結果を以下に示す。

(1) 一人親方 C 氏、一人親方 D 氏、一人親方 E 氏

全建総連東京都連合会の協力のもと、組合員 3 名にヒアリング調査を実施した。

ヒアリング協力者のアンケート調査への回答内容は以下のとおりである。

設問内容	一人親方C氏 (塗装)	一人親方D氏 (タイル)	一人親方E氏 (鉄骨)
年齢	50代	60代	60代
主に働いている現場	町場（工務店）	町場（リフォーム会社）	野丁場（ゼネコン）
仕事で最も多い請負階層	一次下請	一次下請	三次下請以下
主な取引先 ※1	-	課税事業者	課税事業者
インボイス制度導入後の取引について通知があったか	課税業者になってほしい	課税事業にならないと値引きをする	課税業者になってほしい
インボイスの登録番号取得の有無	取得した	取得していない	取得していない
上位企業への請求	税抜き金額+消費税額	税込み金額	税抜き金額+消費税額
税負担軽減措置の「2割特例」を知っているか	知っている	知っている	知っている
仕事をやめる可能性	やめることはない	やめることはない	やめることはない
制度導入に際し雇用を持ち掛けられた際の対応	一人親方を続ける	一人親方を続ける	一人親方を続ける
電帳法改正によって、電子取引のデータを電子保存する義務が生じることを知っているか	知っている	知っている	知っている

※1 インボイス番号未取得の場合のみ要回答

● 2023 年 10 月以降の上位企業への請求

- 免税事業者は、上位企業の 80%控除の経過措置を活かして、従前の単価から 2%値引きで上位企業と妥結した。
- インボイス番号取得の要請があった。主要取引先ということも加味し、番号を取得した。請求金額は、従前の取引価格に消費税額を加算した金額である。※従前の請求には消費税額は含んでいない。

● インボイス制度の導入をきっかけとして、仕事をやめる可能性はあるか。

- インボイス制度の導入をきっかけに、仕事をやめるという話は自身の周りで聞かない。
- 60 代、70 代の方で、課税事業者になることで生じる事務作業に負担を感じ、やめる選択肢を取る人も一定数いるのではないかと。

- インボイス制度の導入に向けて、雇用したいという話を持ち掛けられたら、どのように対応するか。
- 雇入れの話は、自身の周りでも聞かない。
- 雇入れることで、社会保険等の負担や2024年度から始まる時間外労働の上限規制の対応が必要になり、企業にとってあまりメリットがないのではないかと。また、一人親方にとっても、収入減になると思われる。
- その他
- インボイスの番号取得によって、納税義務が生じることを理解していない一人親方がいる。

(2) 一人親方F氏、一人親方G氏、一人親方H氏、一人親方I氏

兵庫県建設労働組合連合会の兵庫県土建一般労働組合（以下「兵庫土建」という。）の協力のもと、組合員4名にヒアリング調査を実施した。

ヒアリング協力者のアンケート調査への回答内容は以下のとおりである。

設問内容	一人親方F氏 (大工)	一人親方G氏 (土木)	一人親方H氏 (塗装)	一人親方I氏 (塗装)
年齢	40代	30代	30代	40代
主に働いている現場	町場（リフォーム全般）	町場（戸建て中心）	町場（戸建て中心）	町場（戸建て中心）
仕事で最も多い請負階層	一次下請	一次下請	一次下請	一次下請
主な取引先 ※1	-	-	-	-
インボイス制度導入後の取引について、通知があったか	特に何も言われていない	課税業者になってほしい	特に何も言われていない	課税業者になってほしい
インボイスの登録番号取得の有無	取得した	取得した	取得した	取得した
上位企業への請求	税抜き金額+消費税額	税抜き金額+消費税額	税抜き金額+消費税額	単価据え置き
税負担軽減措置の「2割特例」を知っているか	知っている	知らない	知っている	知っている
仕事をやめる可能性	やめることはない	やめることはない	やめることはない	やめることはない
制度導入に際し雇用を持ち掛けられた際の対応	一人親方を続ける	一人親方を続ける	まだわからない	一人親方を続ける
電帳法改正によって、電子取引のデータを電子保存する義務が生じることを知っているか	知っている	知らない	知らない	知っている

※1 インボイス番号未取得の場合のみ要回答

● 2023年10月以降の上位企業への請求

➤ 免税事業者は、上位企業の80%控除の経過措置を活かして、従前の単価から2%減で請求を行っている話を聞いている。

➤ 資材高騰による価格転嫁も上位企業は認めてもらっている。

● インボイス制度の導入をきっかけとして、仕事をやめる可能性はあるか。

➤ 手持ちの仕事量が潤沢にあり、今後の仕事の見通しも立っているため、インボイスをきっかけにやめることはない。同業他社でも、やめるといった類の話は聞かない。

● インボイス制度の導入に向けて、雇用したいという話を持ち掛けられたら、どのように対応するか。

➤ 一人親方としての働き方を選んでいるため、企業に属することは希望していない。また、雇われることで、収入が上がることはないだろう。

● その他

➤ 免税事業者だからといって、昔から付き合いのある一人親方との取引を早急に止めることはないだろう。

➤ 課税業者と免税事業者が混在することで生じる事務の煩雑さを嫌って、上位企業の中には、取引先の線引きをする動きもある。

➤ 高齢の一人親方は、手続きが面倒なため番号を取得していない方が一定数いる。

(3) ヒアリング調査結果の総括

ここでは、ヒアリング調査結果の総括を以下に示す。

● インボイス番号の取得状況

番号取得済み 5名/7名

取引先から番号取得の打診があり、関係性を考慮したうえで、番号を取得したという方がいる一方で、自身で判断し取引先に確認される前に番号取得を済ましたという方もいた。一人親方が所属する労働組合では、定期的に勉強会が開催されており、そういった場を通じて情報収集を行っているようである。

番号未取得 2名/7名

番号取得に伴い発生する事務処理への対応ができないため、取得しないという結論に至ったという方がいた。特に高齢の一人親方は、新たに生ずる納税義務と事務処理の負担増に抵抗感を持っている方が一定数いるという話があった。

● 2023年10月以降の取引価格

取引先に、消費税分を上乗せした金額を請求できている方が大半であった。免税事業者の方は、取引先が利用できる80%控除の経過措置を活かし、協議を行ったうえで従前の取引価格から2%値引きすることを受入れている。

● 仕事をやめる可能性

7名/7名が「やめることはない」と回答

手持ちの仕事量や今後の市場も堅調に推移することが見込めることから、インボイス制度導入を理由にやめることはないという。また、同業他社でも制度導入をきっかけにやめるという話は聞こえてこない。

● 雇入れを持ちかけられた際の対応

6名/7名が「一人親方を続ける」、1名が「わからない」と回答

大前提として、一人親方という働き方を選好しており、企業に属して働くことは想定していない。また、企業に属することで現状よりも収入が上がることは現実的でないと思っている。

以上のとおり、今回のヒアリングではインボイス制度導入によって、劇的な変化、影響が出ていることは確認できなかった。話をうかがった一人親方の方たちは、経過措置などを上手く利用しながら、取引先と折衝をしており、柔軟に対応をされていた。ただ、高齢の一人親方の方で、手間が増えることを嫌って、番号を取得していない層が一定数いることは留意すべき事項である。

6. まとめ

本研究では、インボイス制度の導入よりもたらされる変化や影響について、前回調査をベースにして検証を進めた。検証結果を以下に示す。

2023年10月1日からインボイス制度が導入されたが、本研究を行っている過程では劇的な変化は見られなかった。ただし、インボイス番号未取得の一人親方の約3割が、消費税分値引きされている状況がアンケート調査から判明している。中には取引先と再協議が必要（是正のため）なケースも含まれていると考えられる。このように、取引状況については今後も注視していく必要があり、そのタイミングとして2つ挙げる。

1つ目のタイミングは、令和5年分（2023年10月から2023年12月）の確定申告後である。理由としては、実施したアンケート調査では、想定される納税額を事前に計算していない方が6割弱いることが挙げられる。ヒアリング調査では、取引先から言われるがままインボイス番号を取得した一人親方の方（インボイス番号を取得することで、納税義務が発生することを理解していない）が一定数いるという話があったことも挙げられる。令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項の中に、「インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し」という事項があり、一度インボイス登録番号を取得しても、取り下げることができるため、こういった層が確定申告を行うことで納税額を把握し負担を感じ、免税事業者に戻るといった可能性も考えられる。登録制度の見直しの件数推移については、インボイス制度の影響を図る意味でも、継続して確認を行う必要性がある。

2つ目のタイミングは、課税事業者には、免税事業者からの請求書を一定割合の仕入税額控除を受けることができる経過措置も活用して、取引を継続していく動きが一人親方へのヒアリング調査から確認ができた。建設市場は堅調に推移しており、何より慢性的な人手不足の問題を抱えている建設業界において、免税事業者を続けることだけを理由に、これまでの取引をリセットすることは難しいと考えられる。ただし、経過措置が今後、縮小されていくタイミングでは、課税事業者側の負担が増すことになるため、取引の見直しに着手する可能性がある。

その他、本制度導入きっかけに70歳以上の高齢の一人親方の2割弱が収入減や手続きの手間次第では廃業することを検討しているという傾向は、第二回アンケートとも共通しており、高齢の一人親方を中心とした業界離れを危惧している。また、雇入れについては、一部の年代では前向きな回答が見られたが、基本的には一人親方を続けるとした層が大多数である。ヒアリング調査でも、雇入れを行っている企業や同業の話は聞かれないという。企業にとっても、新規雇用によるコスト増や時間外労働の上限規制への対応が負担となるため、余程体力がある企業でなければ難しいと思われる。

以上のことから、今後もインボイス制度は建設業界に影響を及ぼしていくことが予想されるため、時期を見極め、調査を実施していく必要があると考える。